

(案)

第五次地域管理経営計画書

第三次変更計画

(嶺北仁淀森林計画区)

計画期間	自	平成 31 年 4 月 1 日
	至	令和 6 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 5 年 3 月]

四国森林管理局

第五次地域管理経営計画（嶺北仁淀森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号)第 6 条第 9 項に基づき変更する。

なお、本変更計画は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

- ① 密度調整が必要な林分について、間伐量の変更
- ② 国土強靱化等のため、早急に既設林道の機能強化を図る必要があることから改良路線の延長の追加

【変更する項目】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

- ① 伐採総量
- ④ 林道の開設及び改良の総量

※本計画書内に関して共通する注釈

- 1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
- 2. 下線部は、変更箇所である。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位： m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	283,562 《167,792》	<u>445,398</u> (<u>3,334</u>)	<u>728,960</u>

注) 《 》は分収林の伐採量で内書き、()は間伐面積である。

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
計	7	6,565	62	<u>20,050</u>